

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（第一条関係）	1
○	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（第二条関係）	8
○	法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（第三条関係）	10
○	全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）（第四条関係）	11
○	司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）（第五条関係）	12
○	土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）（第五条関係）	13
○	郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（第六条関係）	14
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第七条関係）	15
○	交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（第八条関係）	19
○	運輸審議会令（平成十二年政令第三百一号）（第九条関係）	20

改正案	現行
<p>（鉄道施設又は軌道施設の大改良）</p> <p>第三条 法第十三条第一項第五号の政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>（相当の反対給付を受けない給付金）</p> <p>第四条 法第十三条第二項第一号の政令で定める給付金は、譲渡線建設費等利子補給金とする。</p> <p>（鉄道施設の貸付け等の基準）</p> <p>第五条 法第十四条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の貸付けで独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が行うものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第十三条第一項第一号の規定により建設した全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第六条第一項に規定する営業主体（以下「新幹線営業主体」という。）の営業する鉄道に係る鉄道施設の貸付け</p> <p>二 法第十三条第一項第五号の規定により建設した旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社又は日本貨物鉄道株式会社（次項第一号及び第七号第二項第二号において「旅客会社又は貨物会社」という。）の営業する鉄道に係る鉄道施設（次号及び次項第一号に規定するものを除く。）の貸付け</p> <p>三 法第十三条第一項第五号の規定により建設又は大改良をした認定速達性向上事業者（都市鉄道等利便増進法第五条第五項に規定する認定速達性向上事業者をいう。第七条の二において同じ。）又は認</p>	<p>（鉄道施設又は軌道施設の大改良）</p> <p>第三条 法第十二条第一項第五号の政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>（相当の反対給付を受けない給付金）</p> <p>第四条 法第十二条第二項第一号の政令で定める給付金は、譲渡線建設費等利子補給金とする。</p> <p>（鉄道施設の貸付け等の基準）</p> <p>第五条 法第十三条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の貸付けで独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が行うものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第十二条第一項第一号の規定により建設した全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第六条第一項に規定する営業主体（以下「新幹線営業主体」という。）の営業する鉄道に係る鉄道施設の貸付け</p> <p>二 法第十二条第一項第五号の規定により建設した旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社又は日本貨物鉄道株式会社（次項第一号及び第七号第二項第二号において「旅客会社又は貨物会社」という。）の営業する鉄道に係る鉄道施設（次号及び次項第一号に規定するものを除く。）の貸付け</p> <p>三 法第十二条第一項第五号の規定により建設又は大改良をした認定速達性向上事業者（都市鉄道等利便増進法第五条第五項に規定する認定速達性向上事業者をいう。第七条の二において同じ。）又は認</p>

定駅施設利用円滑化事業者（同法第十五条第六項に規定する認定駅施設利用円滑化事業者をいう。第七条の二において同じ。）の営業する鉄道又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の貸付け

2 法第十四条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の譲渡で機構が行うものは、次に掲げるものとする。

一 法第十三条第一項第六号の規定により旅客会社又は貨物会社に貸し付けた鉄道施設（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下「債務等処理法」という。）附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。附則第五条において「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）附則第九条第二項第一号及び前項第三号に規定する鉄道施設を除く。）であつてその貸し付けた日から起算して第七条第一項第一号の国土交通大臣が指定する期間を経過したものとの譲渡

二 法第十三条第一項第五号の規定により建設した鉄道施設又は軌道施設であつて前項第二号及び第三号並びに前号に規定するもの以外のものとの譲渡

3 法第十四条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の貸付け又は譲渡は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める区間ごとに行うものとする。ただし、国土交通大臣がこれらの区間の一部について鉄道事業者が営業を開始することが適当であると認め指定したときは、これらの区間の一部について行うことができる。

一・二 (略)

(特定債権の繰入れの範囲等)

第九条 法第十七条第三項第一号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れは、毎事業年度、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一・二 (略)

定駅施設利用円滑化事業者（同法第十五条第六項に規定する認定駅施設利用円滑化事業者をいう。第七条の二において同じ。）の営業する鉄道又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の貸付け

2 法第十三条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の譲渡で機構が行うものは、次に掲げるものとする。

一 法第十二条第一項第六号の規定により旅客会社又は貨物会社に貸し付けた鉄道施設（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下「債務等処理法」という。）附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。附則第五条において「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）附則第九条第二項第一号及び前項第三号に規定する鉄道施設を除く。）であつてその貸し付けた日から起算して第七条第一項第一号の国土交通大臣が指定する期間を経過したものとの譲渡

二 法第十二条第一項第五号の規定により建設した鉄道施設又は軌道施設であつて前項第二号及び第三号並びに前号に規定するもの以外のものとの譲渡

3 法第十三条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の貸付け又は譲渡は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める区間ごとに行うものとする。ただし、国土交通大臣がこれらの区間の一部について鉄道事業者が営業を開始することが適当であると認め指定したときは、これらの区間の一部について行うことができる。

一・二 (略)

(特定債権の繰入れの範囲等)

第九条 法第十七条第三項第一号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れは、毎事業年度、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一・二 (略)

三 当該事業年度における法第十七条第六項の規定による繰入金（法附則第三条第十項後段の規定によるものを含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）、法附則第十一条第一項第四号の規定による貸付金（法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第三号及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号。以下この号及び第六号イにおいて「旧基金法」という。）第二十条第一項第三号の規定による帝都高速度交通営団（以下「営団」という。）に対する貸付金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金（旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の返還金の合計額

四〇六（略）

2 法第十七条第三項第二号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れ及び法附則第十一条第四号の規定による助成は、毎事業年度、前項第六号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

3・4（略）

（新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設の剰余金の算定方法）

第十条 法第十七条第五項の剰余金は、各事業年度において、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減ずることによりその額を算定するものとする。

一 法第十七条第五項に規定する事業により建設された鉄道施設を機構が法第十三条第一項第三号の規定により鉄道事業者に貸し付ける場合において当該事業年度における貸付料の額から当該事業年度における当該貸付に係る鉄道施設に関する租税及び管理費（機構において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む

三 当該事業年度における法第十七条第六項の規定による繰入金（法附則第三条第十項後段の規定によるものを含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）、法附則第十一条第一項第五号の規定による貸付金（法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第三号及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号。以下この号及び第六号イにおいて「旧基金法」という。）第二十条第一項第三号の規定による帝都高速度交通営団（以下「営団」という。）に対する貸付金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金（旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の返還金の合計額

四〇六（略）

2 法第十七条第三項第二号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れ及び法附則第十一条第五号の規定による助成は、毎事業年度、前項第六号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

3・4（略）

（新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設の剰余金の算定方法）

第十条 法第十七条第五項の剰余金は、各事業年度において、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減ずることによりその額を算定するものとする。

一 法第十七条第五項に規定する事業により建設された鉄道施設を機構が法第十二条第一項第三号の規定により鉄道事業者に貸し付ける場合において当該事業年度における貸付料の額から当該事業年度における当該貸付に係る鉄道施設に関する租税及び管理費（機構において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む

む。）の合計額を減じて得た額

二・三 (略)

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法)

第十二条 次の各号に掲げる勘定における法第十八条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第十七条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第十七条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 当該事業年度における通則法第四十四条第一項に規定する残余の額

ロ 当該事業年度における政府からの出資額の二分の一に相当する額から当該事業年度の前事業年度までに積み立てた積立金の額を減じて得た額

二 法第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定 当該事業年度における通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額

(積立金の処分に係る承認の手続)

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十三条に規定する業務（法第十七条第三項及び法附

む。）の合計額を減じて得た額

二・三 (略)

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法)

第十二条 法第十七条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定における法第十八条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第十七条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 当該事業年度における通則法第四十四条第一項に規定する残余の額

二 当該事業年度における政府からの出資額の二分の一に相当する額から当該事業年度の前事業年度までに積み立てた積立金の額を減じて得た額

(積立金の処分に係る承認の手続)

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十二条に規定する業務（法第十七条第三項及び法附

則第三条第十一項に規定する繰入れを含む。)の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を国土交通大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

第十六条 (略)

2 (略)

3 法第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

4 法第十七条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、一般会計に帰属させるものとする。

附則

(助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れる方法)

第四条 法附則第三条第十一項の政令で定める方法は、次に掲げるところにより繰り入れる方法とする。

一 (略)

二 前号に規定する半期ごとに繰り入れるべき金額(次号において「要繰入額」という。)は、イ及びロに掲げる額の合計額に等しい額とすること。

イ (略)

ロ 当該半期における法第十七条第六項の規定による繰入金、法附則第十一条第一項第四号の規定による貸付金の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還金の合計額

三 (略)

則第三条第十一項に規定する繰入れを含む。)の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を国土交通大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

第十六条 (略)

2 (略)

(新設)

3 法第十七条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、一般会計に帰属させるものとする。

附則

(助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れる方法)

第四条 法附則第三条第十一項の政令で定める方法は、次に掲げるところにより繰り入れる方法とする。

一 (略)

二 前号に規定する半期ごとに繰り入れるべき金額(次号において「要繰入額」という。)は、イ及びロに掲げる額の合計額に等しい額とすること。

イ (略)

ロ 当該半期における法第十七条第六項の規定による繰入金、法附則第十一条第一項第五号の規定による貸付金の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還金の合計額

三 (略)

2 国土交通大臣は、次に掲げるところにより、前項第二号イの期間を指定し、及び同号イの額を定めるものとする。

一 国土交通大臣が指定する期間は、債務等処理法第二十一条第一項の特例業務の実施の状況を勘案して指定するものとし、当該期間のうちの最後の期間（次号及び第三号において「最後の指定期間」という。）は、法第十七条第六項の規定による繰入金の繰入れが全て完了する日、法附則第十一条第一項第四号の規定による貸付金の償還が全て完了する日又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還が全て完了する日のうち最も遅い日の翌日以後の期間について指定するものとする。

二・三 (略)

3 (略)

(東京地下鉄株式会社が行う大規模な改良)
第八条 法附則第十一条第一項第四号の政令で定める大規模な改良は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(都市鉄道に係る鉄道施設の建設等に係る貸付金の償還)

第九条 法附則第十一条第一項第四号の規定による貸付金の償還条件は、貸し付けた日から五年間据置き十年間半年賦均等償還とする。

2 (略)

3 機構は、東京地下鉄株式会社が第一項の貸付金の償還を怠ったとき、又は当該貸付金の貸付けに係る法附則第十一条第六項に規定する事業について法附則第十二条第三項の規定による認定の取消しがあったときは、当該貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

(鉄道施設の貸付け等の基準等に関する経過措置)

第十一条 この政令の施行の際現に公団が旧公団法第二十三条第一項の

2 国土交通大臣は、次に掲げるところにより、前項第二号イの期間を指定し、及び同号イの額を定めるものとする。

一 国土交通大臣が指定する期間は、債務等処理法第二十一条第一項の特例業務の実施の状況を勘案して指定するものとし、当該期間のうちの最後の期間（次号及び第三号において「最後の指定期間」という。）は、法第十七条第六項の規定による繰入金の繰入れが全て完了する日、法附則第十一条第一項第五号の規定による貸付金の償還が全て完了する日又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還が全て完了する日のうち最も遅い日の翌日以後の期間について指定するものとする。

二・三 (略)

3 (略)

(東京地下鉄株式会社が行う大規模な改良)
第八条 法附則第十一条第一項第五号の政令で定める大規模な改良は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(都市鉄道に係る鉄道施設の建設等に係る貸付金の償還)

第九条 法附則第十一条第一項第五号の規定による貸付金の償還条件は、貸し付けた日から五年間据置き十年間半年賦均等償還とする。

2 (略)

3 機構は、東京地下鉄株式会社が第一項の貸付金の償還を怠ったとき、又は当該貸付金の貸付けに係る法附則第十一条第七項に規定する事業について法附則第十二条第三項の規定による認定の取消しがあったときは、当該貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

(鉄道施設の貸付け等の基準等に関する経過措置)

第十一条 この政令の施行の際現に公団が旧公団法第二十三条第一項の

規定により貸し付けている鉄道施設又はこの政令の施行の日前に公団が同項の規定により譲渡した鉄道施設については、機構が法第十三条第一項第三号又は第六号の規定により貸し付け、又は譲渡したものとみなして、第六条から第八条まで、附則第五条及び次条の規定を適用する。

2 この政令の施行の際現に事業団が旧事業団法第二十条第一項第三号の規定により営団に対して貸し付けている資金については、機構が法附則第十一条第一項第四号の規定により貸し付けているものとみなして、附則第九条の規定を適用する。

第十二条 法第十三条第一項第六号の規定により機構が鉄道施設又は軌道施設を貸し付け又は譲渡しようとする場合であつて当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に要した費用の全部又は一部を公団が負担したときにおける第七条及び第八条の規定の適用については、第七条第一項第一号中「鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（以下「機構債券」という。）」とあるのは「鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（以下「機構債券」という。）及び鉄道建設債券」と、同条第二項第三号中「機構」とあるのは「機構又は公団」と、第八条第一項中「機構債券」とあるのは「機構債券及び鉄道建設債券」と、「機構が」とあるのは「機構及び公団が」と、同条第二項第二号中「機構債券」とあるのは「機構債券及び鉄道建設債券」と、同条第三項中「機構」とあるのは「機構又は公団」とする。

規定により貸し付けている鉄道施設又はこの政令の施行の日前に公団が同項の規定により譲渡した鉄道施設については、機構が法第十二条第一項第三号又は第六号の規定により貸し付け、又は譲渡したものとみなして、第六条から第八条まで、附則第五条及び次条の規定を適用する。

2 この政令の施行の際現に事業団が旧事業団法第二十条第一項第三号の規定により営団に対して貸し付けている資金については、機構が法附則第十一条第一項第五号の規定により貸し付けているものとみなして、附則第九条の規定を適用する。

第十二条 法第十二条第一項第六号の規定により機構が鉄道施設又は軌道施設を貸し付け又は譲渡しようとする場合であつて当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に要した費用の全部又は一部を公団が負担したときにおける第七条及び第八条の規定の適用については、第七条第一項第一号中「鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（以下「機構債券」という。）」とあるのは「鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（以下「機構債券」という。）及び鉄道建設債券」と、同条第二項第三号中「機構」とあるのは「機構又は公団」と、第八条第一項中「機構債券」とあるのは「機構債券及び鉄道建設債券」と、「機構が」とあるのは「機構及び公団が」と、同条第二項第二号中「機構債券」とあるのは「機構債券及び鉄道建設債券」と、同条第三項中「機構」とあるのは「機構又は公団」とする。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁の長」とは、「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条（同法附則第九条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第十二号）第二十条の二第二項及び牛肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）第十三条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十八条、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）第十七条、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第二十三条、独立行政法人環境再生保全機構法（平成</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁の長」とは、「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条（同法附則第九条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第十二号）第二十条の二第二項及び牛肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）第十三条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十八条、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）第十七条、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第二十四条、独立行政法人環境再生保全機構法（平成</p>

十五年法律第四十三号) 第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法
(平成十五年法律第九十四号) 第二十四条、独立行政法人国立大学財
務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号) 第十九条並びに国
立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百
三十五号) 第十六条において準用する場合を含む。以下「法」という
。) 第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補
助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁
の長をいう。

十五年法律第四十三号) 第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法
(平成十五年法律第九十四号) 第二十四条、独立行政法人国立大学財
務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号) 第十九条並びに国
立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百
三十五号) 第十六条において準用する場合を含む。以下「法」という
。) 第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補
助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁
の長をいう。

改正案	現行
<p>（国庫補助金等の範囲）</p> <p>第七十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金又は給付金のほか、次に掲げる助成金、補助金又は給付金とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十三条第二項第一号から第三号まで（業務の範囲）に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の補助金</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>（国庫補助金等の範囲）</p> <p>第七十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金又は給付金のほか、次に掲げる助成金、補助金又は給付金とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十二条第二項第一号から第三号まで（業務の範囲）に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の補助金</p> <p>七・八 （略）</p>

改 正 案		現 行	
附 則	<p>1～7 (略)</p> <p>8 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第四号、第十三条第一項第一号から第六号まで及び第十一号（同項第一号から第六号までに係る部分に限る。）並びに附則第十条第一項 (略)</p>	附 則	<p>1～7 (略)</p> <p>8 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第四号、第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十五号（同項第一号から第六号までに係る部分に限る。）並びに附則第十条第一項 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）<u>第十三条第一項第一号から第六号まで及び第三項の事業</u> 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>十二～十五 （略）</p>	<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）<u>第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号並びに第三項の事業</u> 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>十二～十五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一〜十 （略）</p> <p>十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十三条第一項第一号から第六号まで及び第三項の事業 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>十二〜十五 （略）</p>	<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一〜十 （略）</p> <p>十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号並びに第三項の事業 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>十二〜十五 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一 三十三 （略）</p> <p>三十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十五条第二項</p> <p>三十五・三十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一 三十三 （略）</p> <p>三十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十四条第二項</p> <p>三十五・三十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）<u>第十三条第一項第十号</u>に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。</p> <p>八 四十三（略）</p> <p>2 公共交通政策部は、前項第二号に掲げる事務（国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備並びに運送産業（国土交通省の所掌に係る運送に関連する産業をいう。以下同じ。）に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に係るもの並びに運送産業の発達、改善及び調整に関する事務（輸送及び保管に関連する運賃及び料金に関するものを除く。）の取りまとめに限る。）、同項第四号に掲げる事務（運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点から行うものに限る。）及び同項第五号から第七号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（技術政策課の所掌事務）</p> <p>第四十六条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二 五（略）</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）<u>第十二条第一項第十四号</u>に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。</p> <p>八 四十三（略）</p> <p>2 公共交通政策部は、前項第二号に掲げる事務（国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備並びに運送産業（国土交通省の所掌に係る運送に関連する産業をいう。以下同じ。）に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に係るもの並びに運送産業の発達、改善及び調整に関する事務（輸送及び保管に関連する運賃及び料金に関するものを除く。）の取りまとめに限る。）、同項第四号に掲げる事務（運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点から行うものに限る。）並びに同項第五号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（技術政策課の所掌事務）</p> <p>第四十六条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法<u>第十二条第一項第十四号</u>に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。</p> <p>三 六（略）</p>

(交通支援課の所掌事務)

第六十条 交通支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事。

四・五 (略)

(鉄道事業課の所掌事務)

第二百二十六条 鉄道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項及び第三項の業務に関する事。

四・七 (略)

(総務課の所掌事務)

第二百四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・四 (略)

五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関する事。

六・十一 (略)

(船舶産業課の所掌事務)

第四百四十七条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・三 (略)

四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第九号の業務

(交通支援課の所掌事務)

第六十条 交通支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(新設)

三・四 (略)

(鉄道事業課の所掌事務)

第二百二十六条 鉄道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項及び第三項の業務に関する事。

四・七 (略)

(総務課の所掌事務)

第二百四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・四 (略)

五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関する事。

六・十一 (略)

(船舶産業課の所掌事務)

第四百四十七条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・三 (略)

四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第九号から第

及びこれに附帯する業務に関すること。

五 (略)

附則

(鉄道局鉄道事業課の所掌事務の特例)

第二十三条 (略)

2 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号及び第四号の業務及びこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに同条第五項の業務のうち協定に係る業務に関すること。

二・三 (略)

3・4 (略)

(海事局内航課の所掌事務の特例)

第二十六条 海事局内航課は、第四百四十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

(削る)

(地方整備局の所掌事務の特例)

第二十七条 地方整備局は、第二百七条に規定する事務のほか、法附則

十三号までの業務及びこれに附帯する業務に関すること。

五 (略)

附則

(鉄道局鉄道事業課の所掌事務の特例)

第二十三条 (略)

2 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号及び第五号の業務及びこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに同条第五項の業務のうち協定に係る業務に関すること。

二・三 (略)

3・4 (略)

(海事局内航課の所掌事務の特例)

第二十五条の三 海事局内航課は、第四百四十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

(海事局船舶産業課の所掌事務の特例)

第二十六条 海事局船舶産業課は、第四百四十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

(地方整備局の所掌事務の特例)

第二十七条 地方整備局は、第二百七条に規定する事務のほか、法附則

第九条第一項の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。

第十条第一項の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この政令は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>（削る）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>（海事分科会の所掌事務の特例）</p> <p>第二条 海事分科会は、第六条第一項の表海事分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十一条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>2 審議会が国土交通省設置法附則第八条第一項の規定に基づき旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する場合には、<u>第五条及び第七条中「第二十三条」とあるのは、「第二十三条（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）とする。</u></p>	<p>附則</p> <p>2 審議会が国土交通省設置法附則第九条第一項の規定に基づき旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する場合には、<u>第三条及び第五条中「第二十三条」とあるのは、「第二十三条（同法附則第九条第二項において準用する場合を含む。）とする。</u></p>